

平成 31 年
綾瀬市議会 3 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
1	平成31年度綾瀬市一般会計予算	別 冊
2	平成31年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
3	平成31年度綾瀬市下水道事業特別会計予算	別 冊
4	平成31年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計予算	別 冊
5	平成31年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	別 冊
6	平成31年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
7	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
8	綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例	7
9	綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
10	綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例	12
11	市道路線の廃止について（R332）	15
12	市道路線の廃止について（R333）	16
13	市道路線の廃止について（R471）	17
14	市道路線の認定について（R471-1）	18
15	市道路線の認定について（R80-3）	19
16	市道路線の認定について（R881-5）	20
17	平成30年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号）	別 冊
18	平成30年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別 冊
19	平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別 冊
20	平成30年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第2項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,000円とする。

第8条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「場合においては、それぞれ」を「場合においてはそれぞれ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第3項及び第8条の規定の適用については、第7条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万2,300円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,400円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については1万300円）」と、第8条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、第8条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、第7条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万700円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,300円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,400円）」と、第8条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、第8条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 4 平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間は、改正後の条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、第7条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,100円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万200円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）、同

項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,500円）」と、第8条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。））」とあるのは「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、第8条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

国及び近隣市の職員の扶養手当の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、崩落その他の事故等を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものその他適正な保管ができる者が取り扱うものとして市長が規則で定めるものを除く。
- (2) 屋外保管 屋外において再生資源物を保管することをいう。
- (3) 屋外保管事業者 屋外保管を行う事業者をいう。

(屋外保管事業者等の責務)

第3条 屋外保管事業者は、再生資源物の崩落その他の事故等を防止するため適正な保管を行い、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

2 屋外保管を行う土地の所有者又は管理者は、屋外保管事業者が前項の再生資源物の適正な保管を行うための必要な措置の実施について、協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、関係機関と連携し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(屋外保管の届出)

第5条 屋外保管をしようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管の用に供する事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）を設置する者は、この限りでない。

(屋外保管の変更の届出)

第6条 前条の規定による届出を行った者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(屋外保管の廃止の届出)

第7条 第5条の規定による届出を行った者は、当該届出に係る屋外保管の事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、あらかじめ当該届出に係る事業場において屋外保管した再生資源物を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

(屋外保管の基準)

第8条 屋外保管事業者は、次の基準を遵守しなければならない。

- (1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ア 屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他屋外保管に関し必要な事項を記載した表示板が設けられていること。
- (2) 屋外保管の場所から再生資源物が飛散し、又は崩落しないように次に掲げる措置を講じること。
 - ア 屋外保管をする再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。
 - イ 容器を用いずに屋外保管をする場合にあつては、積み上げられた再生資源物の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6第1号又は第2号に規定する高さを超えないようにすること。
- (3) 屋外保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

(4) 屋外保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するために、必要な措置を講じること。

(5) 屋外保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(事故時の措置)

第9条 屋外保管事業者は、屋外保管を原因とする事故により、屋外保管の場所の周辺環境が損なわれ、又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、当該事故による被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置（次項において「措置」という。）を講じなければならない。

2 市長は、屋外保管事業者が措置を講じないとき又は周辺環境の保全上、必要と認めるときは、屋外保管事業者に対し、措置を講じるよう命じることができる。

(報告の徴収)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者その他の関係者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業者の事務所又は屋外保管の場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者又は屋外保管事業者であった者に対し、必要な指導を行うことができる。

(1) 第5条、第6条及び第7条前段の規定による届出を行わないとき。

(2) 第7条後段の規定による処分を行わないとき。

(3) 第8条各号に掲げる基準を遵守していないとき。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、指導に従わないときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(改善命令)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう命じることができる。

(公表)

第14条 市長は、第9条第2項及び前条の規定による命令に従わない者について、その者の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び当該法人の所在地）並びにその者が受けた命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表を行うときは、あらかじめ綾瀬市環境対策委員会の意見を聴かななければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に再生資源物の保管をしている者（次項において「従前の事業者」という。）については、第5条に規定する屋外保管をしようとする事業者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までに」とする。

3 従前の事業者については、第8条の規定は、この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間は、適用しない。

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

市民生活の安全の確保及び生活環境の保全のため、条例を制定いたしたく提案するものであります。

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例

綾瀬市下水道条例（昭和54年綾瀬市条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第28条関係）

下水道使用料単価表（2月当たり）		
基本料金	排水量	金額（1立方メートルにつき）
排水量が0立方メートルから16立方メートルまでの分 1,330円	16立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	113円
	30立方メートルを超え、60立方メートルまでの分	125円
	60立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	155円
	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの分	167円
	200立方メートルを超え、600立方メートルまでの分	180円
	600立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	203円
	1,000立方メートルを超え、2,000立方メートルまでの分	219円
	2,000立方メートルを超える分	228円

別表第2（第28条、第28条の2関係）

下水道使用料単価表（1月当たり）		
基本料金	排水量	金額（1立方メートルにつき）
排水量が0立方メートルから8立方メートルまでの分 665円	8立方メートルを超え、15立方メートルまでの分	113円
	15立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	125円
	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	155円
	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	167円
	100立方メートルを超え、300立方メートルまでの分	180円
	300立方メートルを超え、500立方メートルまでの分	203円
	500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	219円
	1,000立方メートルを超える分	228円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾瀬市下水道条例の規定は、平成31年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の

例による。

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

下水道使用料の改定に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 332号線	小園字下原 835番4地先	小園字下原 759番3地先	153.4	2.4	

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 333号線	小園字下原 828番1地先	小園字下原 825番1地先	210.0	1.8 ～5.0	

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 471号線	小園字下原 802番8地先	早川字市兵衛谷 2804番3地先	1009.2	2.1 ～22.7	

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 471-1号線	小園字下原 710番1地先	早川字上原 2803番4地先	589.2	2.1 ～18.5	

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い廃止した道路用地のうち、事業の区域外に残された路線の一部を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 80-3号線	大上八丁目 6293番16地先	大上八丁目 6293番3地先	45.7	4.5	

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 881-5号線	深谷中三丁目 2072番7地先	深谷中三丁目 2072番17地先	68.2	5.0	

平成31年2月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。